

佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、本県の棚田地域が有する多面的機能の適正な発揮と棚田地域の活性化を目的とした棚田ボランティアの推進を図るため、別に定める佐賀県棚田ボランティア支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて、棚田ボランティア支援事業を行う地域住民等（事業実施主体）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、実施要領に基づいて実施する自治会、棚田保全団体、NPO法人等の団体とする。

2 前項の補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付対象及び補助金額）

第3条 補助金の交付対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、40日とする。

- 4 補助事業者は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定により、補助金の交付に対する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2)補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。

ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の経費区分の相互間における流用で、経費配分の 20%以内の増減(20%に相当する額が 20,000 円以下であるときは 20,000 円)についてはこの限りではない。

(3)補助事業を中止し、又は、廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

(4)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後 5 年間保管すること。

(5)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後も善良に管理を行い、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図ること。

(6)補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県内企業と契約するように努めなければならない。

2 前項第 2 号の規定により、知事に変更承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 2 号のとおりとする。

3 前項第 3 号により、知事に中止又は遂行が困難になった場合の承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。

(実績報告)

第 6 条 規則第 12 条に規定する実績報告書は、様式第 4 号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度の 3 月 31 日又は事業完了の日から起算して 30 日を経過する日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

3 第 3 条第 3 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 この補助金は、補助事業者から請求があり、知事が必要と認めた場合は、概算払で補助金を交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号、様式第6号のとおりにする。

（書類の経由）

第8条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、団体が属する市町を経由しなければならない。

附則

この要綱は、平成29年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和元年度分（2019年度）の補助金から適用する。

なお、各様式において平成31年4月の申請分まで「平成」表記とし、5月以降の申請については「令和」表記とする。

附則

この要綱は、令和3年度分（2021年度）の補助金から適用する。

附則（令和4年3月31日施行）

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第 3 条関係）

補助対象経費	補助率
自治会等が負担する協定に基づく 企業等の現地活動に要する経費 【経費の内訳】 保険料 資材費（消耗品費含む） 燃料費 食糧費（飲み物代含む） 使用料及び賃借料 その他（必要と認める経費）	10 / 10 以内 ただし、補助金額の上限額は 1 協定当 たり 20 万円 / 年とする。

自治会等とは、自治会、棚田保全団体、NPO 法人などの組織

様式第 1 号

年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり棚田ボランティア支援事業を実施したいので、
棚田ボランティア支援事業補助金、金 円を交付されるよう、佐賀県補助
金等交付規則及び佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱の規定により、下記
のとおり関係書類を添えて申請します。

記

別紙 1 のとおり

(別紙 1)

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

協定締結企業等名	事業内容	事業費	負担区分	
			県費	その他
計				

3 事業費の内訳

(別紙) 事業費の内訳(個表)のとおり

4 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
県費		
その他		
計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
計		

様式第 2 号

年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け農漁第 号で補助金交付決定の通知があった棚田ボランティア支援事業について、下記に記載した理由により事業内容を変更したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙 2 のとおり

(別紙2)

1 変更の理由

2 事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

協定締結企業等名	事業内容	事業費	負担区分	
			県費	その他
計				

3 事業費の内訳

(別紙)事業費の内訳(個表)のとおり

4 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
県 費		
そ の 他		
計		

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
計		

既申請内容を上段()にて記載すること。

様式第 3 号

年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金中止承認申請書

令和 年 月 日付け農漁第 号で補助金交付決定の通知があった棚田ボランティア支援事業について、下記に記載した理由により事業を中止（遂行が困難）したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱の規定により申請します。

記

中止（遂行が困難）の理由

様式第 4 号

年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け農漁第 号で補助金交付決定の通知があった棚田ボランティア支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

別紙 4 のとおり

(別紙4)

1 事業の効果

2 事業の内容及び経費の配分

(単位:円)

協定締結企業等名	事業内容	事業費	負担区分	
			県費	その他
計				

3 事業費の内訳

(別紙)事業費の内訳(個表)のとおり

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 収支精算

(1)収入の部

(単位:円)

区分	精算額	予算額	比較増減	備考
県費				
その他				
計				

(2)支出の部

(単位:円)

区分	精算額	予算額	比較増減	備考
計				

(別紙)

事業費の内訳(個表)

年度区分		(単位:円)	
事業実施主体		協定締結企業等名	
事業内容 (活動内容)			
経費内訳	内容等	金額	備考
保険料			
資材費			
燃料費			
食料費			
使用料及び賃借料			
その他			
事業費計			

協定に基づき活動する企業毎に作成すること。

変更承認申請書に添付する際は、当初を上段()にて記載すること。

実績報告書に添付する際は、実績額が確認出来るよう領収書等も添付すること。

様式第 5 号（精算払）

年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け農漁第 号で額の確定の通知があった棚田ボラン
ティア支援事業について、金 円を精算払により交付されるよう佐賀県
補助金等交付規則及び佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱の規定により下
記のとおり請求します。

記

請 求 額 円

振 込 先	銀行 農協	支店 支所	普通預金 当座預金	口座番号
	(フリガナ) 口座名義人			

この様式に記載された個人情報は補助金の支払いのみに使用し、その他の目的には使用しません。

様式第 6 号（概算払）

年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け農漁第 号で交付決定の通知があった棚田ボランティア支援事業補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	円
内 訳	
交付決定額	円
交 付 済 額	円
今回請求額	円
残 額	円

振 込 先	銀行 農協	支店 支所	普通預金 当座預金	口座番号
	(フリガナ) 口座名義人			

この様式に記載された個人情報は補助金の支払いのみに使用し、その他の目的には使用しません。

様式第 7 号

年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
団 体 名
代表者役職・氏名

令和 年度佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け農漁第 号により交付決定通知があった[額の確定通知のあった] 棚田ボランティア支援事業補助金について、佐賀県棚田ボランティア支援事業補助金交付要綱第 6 条第 4 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則第 6 条の補助金交付決定の通知額
[佐賀県補助金等交付規則第 1 3 条の補助金の額の確定額]
金 ○ ○ ○ , ○ ○ ○ 円
(令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付け農漁第 ○ ○ ○ 号による補助金交付決定の通知額)
[(令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日付け農漁第 ○ ○ ○ ○ 号による額の確定通知額)]
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 ○ , ○ ○ ○ 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 ○ , ○ ○ ○ 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 ○ ○ ○ , ○ ○ ○ 円

(注) 額の確定後に分かった場合、[] 書きを記入すること。
参考となる資料を添付すること。